

事務連絡
令和3年3月4日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係通知の一部改正に係る現時点案の送付について（Vol.1）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、今後関係通知を改正する予定ではありますが、確定版の通知については、関係告示の公布後（3月下旬）の発出となります。このため、今回の報酬改定を円滑に施行する観点から、現在検討中の通知案を送付いたします。

本通知案を含め、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う現行の取扱いからの変更点についてご質問がある場合は、別添の質問票に記載の上、令和3年3月11日（木）までに、下記のメールアドレスへ送付してください。

なお、いただいたご質問については、今後のQ & Aの作成等への活用を想定しており、ご質問への回答はQ & A等の通知の発出をもってかえさせていただきます（個別のご回答は致しません）ので、ご了承の上、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【質問票の送付アドレス】 hyouka-ki_jyun3@mhlw.go.jp

【今回送付する通知案】 一部作成中の部分がございます。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正案
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正案

- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 6 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 7 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 8 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案
- 9 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正案

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電 話：03-5253-1111 (内線 3036)